資料２－４

第１２１回東海市長会通常総会

決　　議

平成２７年１０月２９日

東　海　市　長　会

決議第１号

地震・津波・火山噴火等防災対策の充実強化に関する決議

東海・東南海・南海の「南海トラフ」の巨大地震は、強い揺れと巨大な津波の発生により、過去に例を見ないほど甚大な被害が予想され、都市自治体においては、現在、様々な防災・減災対策の充実・強化を図っているところである。

また、近年、大規模な地震や津波、台風等といった災害が頻発し、各地で集中豪雨による大規模な土砂災害や火山噴火が発生するなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

このため、老朽化対策を含めた社会資本整備をはじめ、ハード面・ソフト面において、国・地方がスピード感を持って取り組むことが不可欠であり、緊急性の高い対策への重点的な投資を行うなど強靭化や住民の防災力の向上をより一層進めていかなければならない。

よって、国においては、下記事項について迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

１．国と地方が連携して地震対策に取り組んでいくために、地域の実情を十分配慮の上、南海トラフ地震防災対策推進基本計画などの諸計画を着実に推進すること。

２．教育・文化施設などの公共施設、都市基盤施設の耐震化や強靭化事業、さらには、民間住宅等の耐震化促進事業や砂防対策等、防災・減災に係る諸事業に対して、事業推進を図るとともに、財源措置を拡充・強化すること。

３．津波対策として、防潮堤等を早期整備するとともに、企業や住宅、公共施設等の移転を促進するため、土地利用の規制緩和など地域の実情に応じた法令整備を図ること。

４．平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において早期に整備すること。

５．富士山等の噴火による被害を最小限とするため、火山の監視・観測体制の充実強化を図るとともに、国及び都道府県が主導となった広域的な組織体制の構築や、実践的な防災対策、風評被害対策を講じること。

６．被災自治体の支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の都市自治体間の支援に係る仕組みを確立するとともに財政措置を拡充すること。

７．原子力災害時広域避難計画の実効性を高めるため、都市自治体では困難な課題の解決に向け、国、県等が連携して支援すること。

以上決議する。

平成２７年１０月２９日

東海市長会

決議第２号

地方財政の充実強化に関する決議

都市自治体は、人口減少・少子高齢社会の中にあって、社会保障施策をはじめ多種多様な住民ニーズに的確な対応を求められている。また、近年は特に、社会インフラの老朽化や教育、防災・減災対策など喫緊の課題に取り組んでおり、これらの経費の増加によって恒常的な財源不足に陥っている。

住民の生活に直結した行政サービスを迅速かつ的確に提供するためには、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進するとともに、社会保障・税番号制度の導入などの社会基盤の整備等に対する安定的な税財源の確保が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

１．地方行財政をはじめ地方に影響を及ぼす重要な課題については、「国と地方の協議の場」の適切な運営のもとに、十分な議論を経て決定すること。

２．地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国と地方の税源配分比率が５対５となるよう見直すこと。

３．年々急増、多様化する地方の財政需要と多様化に迅速かつ的確に対応するため、地方税、地方交付税、地方譲与税等、地方の一般財源総額を増額確保するとともに、安定的で都市自治体間で均衡がとれた地方税体系を構築すること。

４．社会保障や社会インフラ老朽化・防災対策等を含めた社会資本整備をはじめ地域経済基盤強化、雇用対策等の都市自治体の行政運営に必要な財政需要を的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保すること。

５．恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債など特例措置に依存しない持続可能な制度を確立し、地方交付税総額を増額確保するとともに、地方交付税本来の趣旨にのっとり、適切な算定配分を行うこと。

６．法人住民税は市町村の基幹税源であることから、更に法人実効税率を引き下げる場合は地方交付税原資の減収分を含め、必ず安定的かつ恒久的な代替財源を確保すること。また、法人住民税を地方自治体間の税源の偏在是正の財源とすることは、地方分権改革の流れに逆行するものであり、かつ、地方の財源不足という根本的な問題の解決にはならないため、これ以上の国税化は行わないこと。

７．自動車取得税については、消費税１０％時に廃止することされているが、その税収の７割が市町村に交付されており、都市自治体においては大きな減収となることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

８．ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

９．償却資産に対する固定資産税については、地方税収の基幹税目であり、都市自治体の行政運営や都市基盤など投資環境を整備し、地域産業や雇用創出を支援す

るための財源となっているため、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

１０．社会保障・税番号制度の施行にあたり、不特定の外部との通信ができないような対策を全自治体に求めているが、改修等の経費について、全額を国庫補助金で措置し、地方に新たな負担が生じないようにすること。

１１．消費税１０％時に導入するとされている軽減税率制度については、対象品目の選定の公平性、困難性など様々な課題があることから慎重に検討すべきであり、実際に導入する際には、都市自治体の社会保障財源に影響を与えることのないよう確実に代替財源を確保すること。

以上決議する。

平成２７年１０月２９日

東海市長会

決議第３号

伊勢志摩サミット開催を契機とした諸施策の推進に関する決議

２０１６年主要国首脳会議が来年５月に三重県の伊勢志摩で開催される。

東海４県は世界遺産をはじめ、豊かな自然、多くの伝統・文化、観光資源、世界をリードする産業を持つ日本有数の地域である。

伊勢志摩サミット開催にあたり、安全対策や関係施設整備の充実、国内外からの来訪者への「おもてなし」などに万全を尽くすとともに、伊勢志摩サミットをはじめ、東京オリンピック・パラリンピックなどの開催を契機として、地域の魅力を世界に発信していく大きなチャンスと捉え、各自治体において、様々な施策に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．サミット関連事業実施への財政支援について

サミット開催に向けて関係市町村が取り組む受入体制整備、各種の「おもてなし」事業、インフラ等の環境整備や安全対策の充実に係る財政支援措置を講じること。

２．観光立国への取組みの推進について

(1) 東海４県には富士山、韮山反射炉、白川郷合掌造り集落、熊野古道などの世界遺産や伝統・文化、日本一の技術産業をはじめ、様々な観光資源に恵まれており、伊勢志摩サミット、東京オリンピック・パラリンピックなどの開催を契機に、世界に地域の魅力を発信するとともに、地域資源を最大限に活用した広域的な観光連携の取組みを推進すること。

(2) 無料公衆無線ＬＡＮ環境の拡充、案内標示等設備整備など地方が取り組む訪日外国人旅行者の受入環境の整備推進のための支援措置を充実すること。

(3) 新東名高速道路、東海環状自動車道、新名神高速道路等高規格幹線道路の全線開通に向けた整備の促進やリニア中央新幹線東京～名古屋間の整備を推進するとともに、関連施設整備に対する財政支援措置を講じること。また、名古屋以西の三重県～奈良県ルートについて、その概略設計を早急に明示すること。

以上決議する。

平成２７年１０月２９日

東海市長会

決議第４号

地方分権改革の推進及び一極集中の是正に関する決議

急速に進む人口減少と超高齢化、歯止めがかからぬ東京一極集中、低迷する地域経済など、我が国が直面する深刻な諸課題を乗り越え、地方創生を実現するためには、国と地方の適切な役割分担と連携のもと、総力を結集して実効ある取り組みを推進するとともに、地域の総合行政主体である都市自治体の創意を活かした分権型社会の構築が不可欠である。

よって、国においては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地方創生の実現に向けて、国が本来果たすべき責務を明確化し、地方との役割分担の最適化を図るとともに、都市自治体が地域の特性や創意を活かし、実情に即した施策を主体的かつ効果的・効率的に展開できるよう、事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し、地方税財源の充実確保などの地方分権改革を加速させること。

２．地方版総合戦略を着実に推進するため、「まち・ひと・しごと創生事業費」を拡充・継続すること。また、地方創生の深化を図るための新型交付金については、「まち・ひと・しごと創生事業費」とは別枠として、地方分権の趣旨に沿った自由度が高く包括的なものとするとともに、安定的かつ十分な財政措置を講じることとし、制度の詳細を早急に明示すること。

３．都市自治体の取り組み事例や提案等も踏まえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた少子化対策、地域経済活性化、雇用環境改善、人材育成、地域連携等に資する実効ある施策を強化し、早急に実施すること。また、子ども医療費の無償化、教育・保育料の軽減、生活保護制度などについて、都市自治体の個別政策等に委ねるのではなく、ナショナルミニマムとして国が責任を果たすこと。

４．東京圏一極集中を是正し、地方への人・モノ・金等の流れを生み出すとともに、大規模災害に備えた多極分散型の国土を形成するため、率先して政府関係機関の地方移転を推進するほか、交通網や情報通信網等の社会基盤強化、移住定住促進などの取り組みを着実に実施すること。なお、高齢者の地方移住促進策に伴い地方自治体の負担増が生じないよう確実な財政措置等を講じる一方、人材確保をはじめ地方における総合的な医療介護体制を早急に確立すること。

以上決議する。

平成２７年１０月２９日

東海市長会